

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

ご協力ありがとうございました  
市役所新庁舎アンケート調査結果

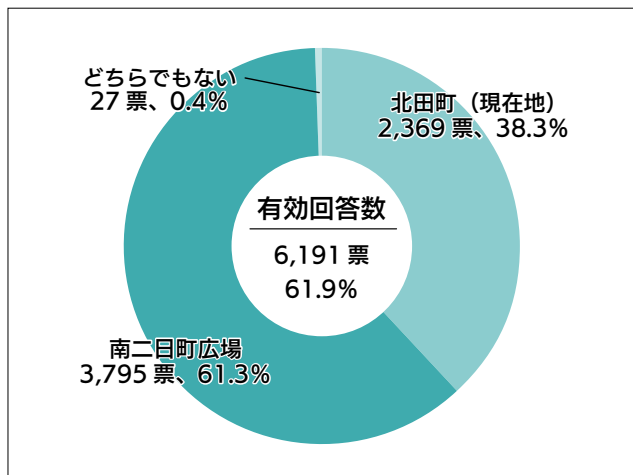
市民1万人を対象に5月15日から6月5日の間に実施した「市民アンケート調査」の結果がまとまりましたのでお知らせします。合計6,264人から回答をいただき、有効回答率は61.9%（6,191票）となりました。アンケートにご協力いただいた皆さまありがとうございました。

このうち新庁舎の整備地としてふさわしいと思う候補地については、北田町（現在地）が2,369票、南二日町広場が3,795票となりました。内訳は右記円グラフをご確認ください。

今回のアンケート結果を尊重するとともに、総合的に判断する中で、8月を目途に市としての整備地案を公表する予定です。

問新庁舎整備推進室 ☎ 983・2694

■ アンケート調査結果



※どちらの候補地もふさわしいと回答した376票は、両候補地に0.5票ずつ振り分けて加算

詳細は市ホームページに掲載しています



情報

長期間の工事にご理解とご協力をお願いします  
三島駅南口電線共同溝整備工事

詳細はこちら▶



三島駅南口周辺道路の電線共同溝整備工事を実施します。当該工事により、良好な景観の形成を図れるほか、地震などの災害が起きた際に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するなど、災害に強い道路となります。工事へのご理解とご協力をお願いします。

■ 工事期間

8月下旬～令和10年度末まで（予定）

※電線共同溝の設置に引続き、歩道の舗装や照明灯などの修景工事を実施

■ 作業時間

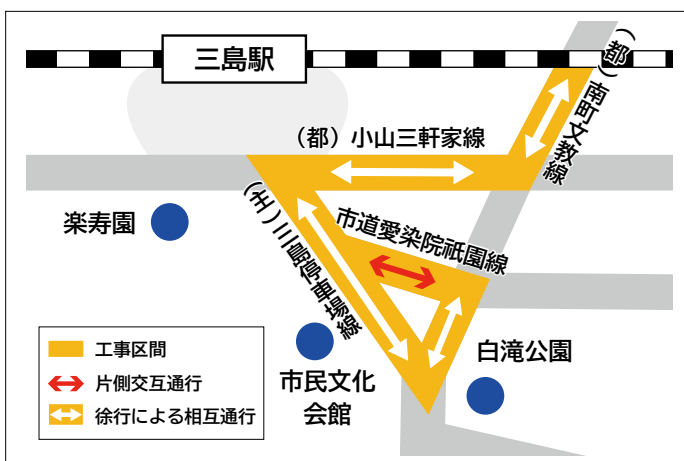
午前8時30分～午後5時（予定）

■ 工事期間中の規制など

- ▶ 徐行による相互通行（一部片側交互通行規制あり）
- ※ 作業内容により交通規制方法を変更する可能性あり
- ▶ 車道の側方余裕幅、歩道の歩行空間が狭くなります
- ▶ 工事箇所付近は重機作業による騒音や振動が生じます

問都市整備課 ☎ 983・2634

問静岡県沼津土木事務所工事第2課 ☎ 920・2217



【工事によりこのようになります】



▲無電柱化した(主)三島停車場線(芝町工区) ※左:施工前、右:施工後

情報

ご確認ください

低所得者支援および定額減税を補足する給付金



◀ 詳細・電子申請はこちら (市 HP)

低所得者支援および定額減税を補足する給付として、定額減税の実施とあわせて以下の給付金を支給します。対象者には、7月より案内を郵送していますので、詳しくは郵送された案内をご確認ください。

■ 定額減税補足給付金 (調整給付金)

☑ 定額減税の対象者で、定額減税可能額が税額を上回る人 (減税しきれない人)

【給付金額】 ①と②の合算額

①	「所得税定額減税可能額」 - 「令和6年分推計所得税額」 (3万円×[本人+扶養親族数])
②	「個人住民税所得割減税可能額」 - 「令和6年度分個人住民税所得割額」 (1万円×[本人+扶養親族数])

※合算額は千円未満切り上げ

※①・②それぞれ、0円未満の場合は0円として計算

【振込について】

6月20日(休)時点で公金受取口座が確認できた対象者には、8月22日(休)に手続きなしで振り込みます。口座が確認できなかった場合は、手続きが必要です。

■ 物価高騰対応重点支援給付金 (令和6年度分)

☑ 令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯 (令和5年度の物価高騰対応重点支援給付金の対象世帯、または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯および住民税課税者に税法上扶養されている人のみで構成される世帯を除く。)

※対象世帯内に令和5年12月2日以降に市外からの転入者がいる場合は、課税状況などの調査のため、通常よりも案内書類の郵送が遅れます

【給付金額】 1世帯あたり10万円および18歳以下の児童1人あたり5万円

※両給付金は差押禁止等及び非課税扱いとなります

※配偶者などからの暴力(DV)を理由に避難している人で、居住している市区町村に住民票を移すことができない場合の申請方法などについては、市ホームページをご覧ください

☎ 臨時給付金給付室 ☎ 957・7301

情報

市が保有している公文書を開示しています

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している公文書を開示しています。令和5年度の処理状況は下表のとおりです。

	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	計
開示請求	168	36	2	15	1	212
任意的開示申出(※)	1	3	0	0	0	4

※情報公開条例が適用されない公文書(平成9年3月31日以前に実施機関が作成し、または取得したもの)について開示の申出があったときに不開示情報を除き任意的に開示する。

☑ 1件の請求に不開示の理由が複数ある場合があるため、合計と内訳の件数は一致しません。

■ 請求のあった主な公文書

- ▶市が行う工事および委託に係る金入り設計書に関するもの
- ▶資材単価表に関するもの
- ▶建築計画概要書に関するもの
- ▶道路の位置の指定に関するもの
- ▶住居表示に関するもの など

■ 審査会への諮問状況

令和5年度は、公文書開示請求に係る審査請求が1件あり、それに伴い三島市情報公開・個人情報保護審査会が計5回開催されました。

■ 個人情報保護制度利用状況

市が保有する自分の情報について、開示、訂正、利用停止を請求することができる制度です。令和5年度の開示請求は23件(全部開示9件、部分開示12件、不存在2件)でした。

■ 個人情報ファイル簿の件数など

令和5年4月から「個人情報ファイル簿」を市ホームページで公表しています。個人情報ファイル簿の公表は、市がどのような個人情報のデータベースなどを保有しているかを明らかにするとともに、市民が自らの個人情報の利用状況を把握することができるよう、「個人情報の保護に関する法律」の改正により全国一律に設けられた仕組みです。

☎ 行政課 ☎ 983・2618



◀ 個人情報ファイル簿の一覧はこちら